

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） まず、商店街の活性化。確かにさまざまなお祭りが、町の活性化、またはその商店街の活性化にもつながっているというようなお話、もっともだと思います。

ただ、その中で、町長からもお話があったんですけれども、あそこではこういうおもしろいことをやっているねというような周りからの思いはあると思うんですが、やっている方々というのは、結構お疲れになっているみたいなんですね。

ですから、その支援策、またはその地域形成として重要なだというようなことも、行政でなくて我々町民も考えながら、それにまちづくり、またはその商店街活性化のために汗を流している方々のために、何らかの形で支援とはいきませんけれども、お互いに協力していきながら、商店街の活性化できるようなことがねえんだべかねというようなお話をさせてもらったんですけれども、実際町長からもありましたけれども、個別の店舗の経済活動にはなかなか結びつかないというそういう状況を、やはり何といいますかね、打破するための、本当に難しいと思うんですけれども、方策というものについてさまざまな支援策があれば、またはアイデアがあれば、商店街と協議をしながら、ひとつ商店街の活性化のためにお話をしていただければ、または力をかしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農業の振興ですけれども、再質問のときに、説明会ではこの施策をクリアするだけでなく、地域の資源を生かしながら、人的な資源もあるんですけれども、もう少し戦略的に農協の方なり、または行政の方、それから農業委員会も一緒になってやっているというお話も今回聞きましたので、それぞれの担当の職員の方々がですね なかなか責任問題があるとそう大言壮語する人はいないと思うんですけれども、やはりその地域の抱えている、町長から地域の現状の把握というようなお話も出ましたので、そういう把握をしていただきながら、もう少し頑張ればこういいことができるよ、もう少し頑張ればこういうふうに成果があるよというふうな前向きといいますか、そういう地域の方々の自助努力の中ですばらしいものが目指せるような指導法、お世話の仕方といいますかね、そういうものもひとつ心がけていただきたいなというふうに、そういうことについてのひとつ指示をといいますか、お願ひをしたいというふうに思います。

清流の里というと、何といいますかね、鳴瀬川の水系からしますと小野田、宮崎が、私が住んでいる中新田地区よりはイメージ的にずっとアップしているのかなというふうには思うんですけれども、ところが、町長がおっしゃったように、休耕、休む田んぼが多くて、なかなか復田も進まなかったというようなことが出荷量に影響しているというようなことなんですかね、それはそれで地域課題としても、やはりとも補償もなかなか立ち行かなくなるという状況にあるわけですね。本当であれば、休めばこのぐらい約束 約束というか、お互いに補償しますよというのが、休む面積が多くなることによって目減りするという状況も出てきているわけですから、その辺、町長が言う園芸振興の方につなげていただければ、そういう課題も解

決するのではないかなどうふうに思いますので、その辺についてひとつ考えを伺いたいと思います。

それから、新しい産業の創出というようなことで、雲をつかむようなお話をさせてもらったんですけれども、実際誘致企業の中には地下水、町長御存じのとおり玉川電気なんかは、いわゆるいい水を使って、いい業績いい水を使っていい業績を上げているって、酒屋みたいな発想じゃないですけれども、そういうふうに工業的にも地下水の有効利用をしながらやっている会社もあります。

そういう中で、やはりすばらしい加美町の環境の中で、すばらしい加美町の人たちが働いていて、それが国内だけではなくて世界に羽ばたいているんだというようなイメージというのは、すごく加美町のイメージとして大事なことだろうというふうに思いますので、ひとつ突っ込んだというふうには言いませんけれども、今後の加美町をイメージアップするための手法としての企業誘致も含めてお考えを伺えればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、大型……（「マイクをお願いします」の声あり）すみません。振興対策の中で、いろいろイベントをやってもらっているわけでありますが、これらについても、旧中新田地区で数年前にやはり大型店対策として、にぎわい創設ということで町が、私どもから逆にね、予算を計上して、私の記憶ではジャンボのり巻きをやった経緯があって、そこからお祭りがスタートしたような記憶がございます。

何事も疲れるのが当たり前なんですよ。それで、自分たちのことですから、自分たちが汗を流してやらないと、先ほどから申し上げているとおり、やっぱり楽な方、楽な方というのは語弊があるかもしれませんのが、省力化に向けてどんどん進んでいった中で、なかなか園芸作目、畑作ですね、野菜づくりに手が向かないのは、やはり大変な御苦労があるからだというふうに思いますし、また、いわゆる市場価格も安定をしていないというところに非常に大きな問題がある。米は安いけれども、もうある程度以上の価格保障があるので、安い安いと嘆いていらっしゃるわけですけれども、やっぱり主食であるから皆さんつくっていただいている。

そういうことから申しますと、やはりこれからの農業は、汗を流して一生懸命働いた人が勝ちだというふうに私は思っています。そのためには、町の応援とか、アイデア提供だと、情報提供だと、農協も含めた支援が必要だと思いますが、やはり農家のさんは生産のプロでありますから、そのプロを売る戦略のお手伝いをすると、そういうことを側面から支援するのが私どもの役目であろうかというふうに思います。当然のことながら、いろいろなアイデアを出すということも私たちの仕事、業務の範囲内だと思いますけれども、そういう意味では、ともに汗を流していくべきであろうというふうに思います。

しかし、主体は農家の皆さんだということを肝に銘じていただきたい。そして、ここ1年、2年、3年、5年、10年というスパンで物を考えておりますけれども、究極は、いわゆる加美町の農地をどう荒れ地にし

ないでいい農地にして、そして、それからいい農産物、畜産物を生産するかということに尽きるのではない
かと。それが、いわゆる担い手をどう育てていくかということだろうというふうに思っています。人口減少
が続き、そして高齢化が進む中で、担い手がどんどん減ってまいります。ですから、結婚問題もそうであり
ますけれども、農業に誇りを持って、そして自分の子供たちが我が家の農業、農家を、跡継ぎを進んとする
ような環境を農家の皆さん、私たちも責任としてつくっていかなければならぬと、そんなような思いをい
たしております。

それから、誘致企業ですね。誘致企業の問題でありますから、玉川電気さんとお名前が出てまいりましたけ
れども、玉川電気の社長さん、非常に先進的でございまして、ぜひ新しいエネルギーを我が工場内でつくり
出したい。風力でありますとか、水力でありますとか、あるいは雪を何とかできないかというのを会うたび
にいろいろ取り組みをしたいというお話をいただいておりますので、やはり誘致企業でいろいろな技術を持
っていらっしゃる方々がありますから、そういう方々と話し合いを進める中で、そういう中から、いわゆる
先端企業なり新しい産業が創出できる可能性もあるわけありますから、ぜひ、今、町では工業懇話会的な
ものを宮崎地区、小野田地区、中新田地区でつくっておりますので、そういう懇談の中から新しい方向を見
出せるような努力も町としてしていかなければならぬ。そんなような思いでありますので、これからも努
力をしたいと思います。以上であります。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告5番、8番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔8番 沼田雄哉君 登壇〕

8番（沼田雄哉君） それでは、通告に従って2点について考え方を伺いたいと思います。

まず、一つ目に体育振興策ということで、各種公式大会等の誘致についてであります。このことにつきま
しては、昨年の町議選立候補時の私の努力目標であります。活力あるまちづくりを図るためにには、スポー
ツの果たす役割は大きなものがあると考えてあります。町でも体育振興に大変力を入れておりまして、その
成果に称賛をいたしております。

加美町には多くの体育施設があります。あゆの里公園、本格的な競技場であります陶芸の里スポーツ公
園、そして鳴瀬川カヌーレーシング競技場、そのほかいろいろとあります。町内を初め、県内外多くの団
体等に利用されております。

反面、もっと有効的に活用できないものかといった意見も出されております。これら施設の一層の有効活
用、そして地域の活性化のために多くの大会等を誘致して、多くの方を加美町に呼び込んではどうでしょ
うか。宿泊、購買等の二次的効果にもつながってくるものと考えます。人が多く集まれば、なお一層の活力が
出てくるものと思います。このことについて、町長並びに教育長の考え方を伺います。

次に、防犯対策ということで、街路灯の整備についてであります。

一昨年から加美町全域において安全安心パトロールが実施されるようになりました。私もその一員として携わっております。パトロール隊員の日報を見ると、街路灯の整備に関することが多く見受けられております。「暗い、もっと明るいものにできないものか」といった内容であります。このことについては、地域住民の方からもよく耳にすることあります。近年、大分整備はされてきたものの、まだ十分と言えるものではないと思います。全国で児童の事件が相次ぐ中、街路灯の明るさをアップさせることで子供たちの安全を守り、犯罪の防止に役立つものと考えております。実際に仙台市では街路灯の整備で犯罪が減ったケースが報告されています。明るさがアップすれば、安全もアップするものと思います。住民からの要望を踏まえ、整備を進めるべきだと思いますが、町長の考え方を伺います。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 8番沼田議員から二つの質問をちょうだいをいたしました。

一つには、体育振興策について。加美町には多くの立派なスポーツ施設があるので、公式大会等を誘致してはどうか。そのことが地域振興にもつながるだろうという御質問であります。私も全くそのとおりであろうというふうに思っています。

まず、公式競技といえるかどうかわかりませんが、公式の大会としては全日本ドラゴンカヌー大会ですね、平成18年度も選手権大会を開催をいたします。また、雪合戦も、宮城県大会ということで、これも公認の大会でありますから、公式の大会であろうかと思いますが、いわゆるメジャーといわれる公式大会、公認大会といいますと、やはり陸上競技的なスポーツなのではないかと思っています。

8番議員さんは、加美町の陸上競技協会の会長さんでありますから、多分陸上競技の公認大会をという意味も含めて御質問をいただいたのだろうというふうに思いますが、まず、それにはコースの認定が必要でありますから、陶芸の里スポーツ公園の中の陸上競技場の中で、三種で公認の大会ができるというと宮城県大会できるかどうか、不勉強であります。まず一つ考えられると思いますし、次には競技場とこの地域を利用してのマラソン ハーフマラソン、フルマラソン等々が考えられるのではないかと思いますが、これにはいわゆるコースの公認、認定が必要だということでございます。宮城県内では仙台ハーフマラソンを始め、5カ所でハーフマラソン、つばきマラソンも含めたマラソン大会をやっているようあります。駅伝等々についても、これは非常に観客も参加人員も多くなりますから、こういうものも加美町で誘致できればというふうに思いますが、この路上を走るスポーツは、いわゆる交通規制の問題もありまして多くの時間を要すると思いますし、許可が必要だと思いますので、時間をかけながら、誘致に向けた、大会実現に向けた努力を8番議員、沼田会長とともに汗を流してまいりたいと思っております。

二つ目、防犯対策。街路等対策であります、もっと明るくということあります。合併いたしまして加美町になったわけですが、旧中新田町の例を見ますと、もともとは防犯灯と街路灯と二つの街灯がありました。商店街のところは、いわゆる街路灯でございまして、街路灯組合というのを組織をして、そして設置は町が、商店街も幾らか出していただいた経緯があったと思いますが、町が主体で補助事業で行ってまいりまして、電気料は町が半分、地元が半分ということで運営をしていた経緯がございました。商店街から外れた裏通りの方、あるいは住宅密集地でないところは、防犯灯ということで町がすべて電気料も出して運営をしていました。

しかし、なかなか街路灯組合の維持が困難となり、街路灯も防犯灯を兼ねるのではないかということで、旧中新田町の例を見ますと、すべて、いわゆる防犯灯として位置づけて、いわゆる街路灯組合というのはなくなっています。加美町となってもそのようなことになっておりまして、電気料金が年間 2,100万円ほどに上っています。年々街路灯の数がふえておりますので、これが増嵩しております。それから、修繕料も実は年間 850万円ほどかかっておりますから、大体 2,000万円ほどの経費がかかっています。この金額、安いか高いかはこれは判断の分かれるところだと思いますが、これによって犯罪が少なくなるということであれば、非常に安い金額であろうというふうに思います。街路灯の整備については、平成15年度40灯、16年度39灯、17年度20灯とだんだん少なくなってきておりまして、大変苦慮しているところですが、今年度も要望に合わせて設置をしてまいりたいと思いますが、恐らく暗いというのは、いわゆる蛍光灯の街灯といわれるものだと思います。中には非常に寿命が来て点滅しているものもあって、いわゆる安全安心パトロール隊からの報告件数が16年度で、古い数字であります、960件あったようあります。その中で約50%が防犯灯、街灯の修繕、新設要望であるということを踏まえますと、いかにこの防犯灯、街路灯がその地域の明るさを担っているかということがわかるわけですが、なかなか水銀灯にかえていくというのは多額の費用を要するものであります、年次計画で順次かえていくこともありますし、新設箇所が多く要望されておりますので、新設も考え方ながら両面で考えてまいりたいと思っております。

なお、スポーツ振興については、教育長からも答弁を申し上げます。以上であります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 体育振興策につきまして質問がありましたが、今年度当初から体育振興課というものをつくりました。これは体育を振興させるための担当課でございます。これにいろいろと指示いたしまして、今、沼田議員から質問等があった内容についても逐次取り組むように指示しているところでございます。

また、具体的な話になりますと、先ほど誘致した競技をこの町でということになっておりますけれども、いろいろな競技団体がありましてこれは非常に難しいところがあります。いろいろな決まり、今までの約束

事、そういうふうな流れの中でこっちへ引っ張ってくるというのは並大抵のことではないということは議員も承知しているところだろうと思います。私も高体連の役員をやっておりました。支部長もやりました。部会長もやりました。そんな中で、やはりずっと流れてきたものを急に曲げるということになってしまいますと、その内部でさまざまなあつれきが出てきまして、スムーズにいかないということがあります。また、移行して移した場合、これもまた厳しいものがあります。

佐沼旗杯という剣道大会がありました。今でもやっておりますが、これが、どうしても12月28日に大会を開いていたわけです。御用納めの日ですね。この日に開くということはどういうことかというと、その前は秋田で大会があって、鹿児島から北海道までのチームが、高等学校の剣道部の連中が全部回ってくるわけです。それが、28日でないと全部来れないというようなことで、28日したんですが、私が無理を言って、次の年に、こんな御用納めの日にするやつがあるかということで一日早めましたら、参加チームが少なくなったということがありました。

そんないろいろな例もありまして、会場を移すということは非常に難しい問題がございます。

殊に私の方ですね、競技場、三種の公認の陸上競技場、それから立派な体育館があります。いろいろなことがやれるはずなんですけれども、まず一番難点なのは、例えば外部から宿泊する場所がないと言われるんですね。このことについては、何とも答えようがないと。選手とその役員とを収容する、宿泊する施設がないと。それを誘致することは難しいということになります。要するに参加するチームが多くなる、あるいは参加チームの編成の人数が多くなるということになってしまいますと、いろいろなそういうふうな絡みも出てきます。

ただ、私が言いたいことは、なべてこの町の競技団体というのは、それぞれに活躍しております。町長の施政方針の中にもあったように、競技大会で非常に活躍している団体や個人もありますが、例えば言つてみれば、広原小学校の卓球なんというのは突出した分野で、なぜ広原小学校かと思えるような活躍をしております。そういうふうなこと。あるいは、味上夫婦のような剣道でかなり成績を上げている者もあります。ただ、これらがまだ町全体のスポーツの意欲を高めるまでの域に達していないところがあるんじゃないかなとうふうに思っております。

ですから、これは、私はスターを育てるとは言いませんけれども、スター並みの選手をこの町から輩出することによってスポーツが振興してくるんじゃないかというふうにも考えております。基本的には、町民全體に体育が果たして振興でき得るかどうかということが、これは私が一番課題としているところでございまして、町民一人一人の参加ということでチャレンジデーというものを開催しておりますけれども、これだけでは体育の振興につながっていないというのが現実だろうと思います。このチャレンジデーの精神が365日の中でいかに展開できるかということが私の考えている体育振興の一つの方向性でございまして、何とか体

育振興課を中心に、そういうふうな考え方を実現できるように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） 8番。

8番（沼田雄哉君） 大会の誘致については、相手があることですから、これはすぐに対処できるものではないかと思います。また、地元としての受け入れ体制、これを整える必要もあろうかと思います。これらを加味しながら、前向きに進めていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、防犯灯の整備については、確かに財政上の問題もあろうかと思います。年次計画のもとにできるだけ早い機会に推し進めていただきますようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、8番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時15分まで。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

議長（米澤秋男君） 日程第5、報告第2号、専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第2号、専決処分した事件の報告について、説明申し上げます。

本案件は、平成17年12月18日午後4時40分ごろ、加美町字長清水前76番地先において、町所有車両が町道長清水宮崎線を除雪作業中、排除雪した際に確認を怠り、加美郡西部土地改良区所有の用水調整ゲートに接触し、その一部に損傷を与えたことに対し、過失割合が町 100%により、賠償額が16万円に決定をいたしました。

そこで、地方自治法第 180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償に

については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関するることは、町長専決事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて、報告第2号、専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）の報告を終了いたします。

日程第6 報告第3号 専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）

議長（米澤秋男君） 日程第6、報告第3号、専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第3号、専決処分した事件の報告について、説明申し上げます。

本案件は、平成17年12月19日午後3時30分ごろ、加美町字新空沼83番地先において、町所有車両が町道八幡諸畠線を除雪作業中、丁字路を左折した際、吹雪で視界が悪く、東日本電信電話株式会社所有の電話柱に接触し、その一部に損傷を与えたことに対し、過失割合が町 100%により、賠償額が12万9,658円に決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関するることは、町長専決事項に当たることから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて、報告第3号、専決処分した事件の報告について（車両物損による損害賠償の額の決定について）の報告を終了いたします。

日程第7 議案第4号 損害賠償の額の決定について

議長（米澤秋男君） 日程第7、議案第4号、損害賠償の額の決定について（車両物損事故について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第4号、損害賠償の額の決定について、説明申し上げます。

本案件は、平成17年12月28日午後4時ごろ、加美町字桑畠西43番地先において、町有車両が町道梶賀沢宮ノ上線を除雪作業中、排除雪した際に確認を怠り、加美郡西部土地改良区所有の用水調整ゲートに接触し、その一部に損傷を与えたもので、過失割合が町100%により、賠償額が40万3,000円に決定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号損害賠償の額の決定について（車両物損事故について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号損害賠償の額の決定について（車両物損事故について）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第5号 加美町国民保護協議会条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第8、議案第5号、加美町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第5号、加美町国民保護協議会条例の制定について、説明申し上げます。

本案件は、平成16年9月17日、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行されたことにより、地方公共団体は国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、みずから国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する国民保護計画を策定することとなり、その策定のための協議会を設置する条例の制定であります。

お手元に資料を差し上げておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） この資料を見ますと、もう既に加美町にあります防災会議条例という似たような条例があるんですけども、緊急事態が発生した場合、加美町防災会議の条例、これと一緒に、例えばいろいろな対策等の指令を出す場合、重複したりするようなそんな条例間の相互の矛盾が生じることはないのかどうか、その辺の配慮がどうなされるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理監兼室長（佐々木幸輝君） お答えいたします。

基本的に災害対策本部あるいは国民保護法に基づく対策本部において、指令あるいは指示等々が重複しないだろうかということの質問だと思います。

まずもって異なるのは、災害対策本部というのは自然災害でありますし、国民保護法で言っている対策本部なるものは、国が外交的に努力したにもかかわらず、そういう攻撃災害というものが起きてしまう、そういう事態を招く、あるいは攻撃を受けるという事態でございますので、災害対策本部のあり方も全く違っているものです。

具体的には、自然災害におきましては、対策本部はもちろん町長が対策本部長になりますけれども、町が判断して、自治体が判断して、町長が判断して対策本部を設置するものでありますし、また、一方武力攻撃事態、国民保護法における対策本部は、国の指示を受けて町長が対策本部を設置するという流れでございますので、もちろんそれら国民の保護に対する措置につきましても、自治体がみずから公共団体の首長が判断して対応するということには、すべてそんなふうにはならない。一方、国民保護法上では、国の指示に基づいて公共団体の町長が措置を判断する。その判断にもすべて首長にゆだねる判断にはならないというふうな、全く流れも違いますし、判断する基準もおのずから異なる。よって、重複するようなことにはならないだろうというふうに考えます。

ただ、災害事態において、事、災害事態において自然保護法も武力攻撃災害という災害も全く違う災害ではない。町民にとっては、あるいは具体的にはどこかの地方公共団体が、その現場となるわけですから、災害という意味からすれば、全く違う災害とは言えない。しかし、判断においては、片や首長がみずから、片や国の指示を受けてという判断になるものであります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） 関連して伺います。

ただいま町が持っています防災計画、それから防災会議等、今回の国民保護計画、この条例の整合性等について質問がなされたわけですが、この国民保護協議会に関する事項として、第38条の第40条関係において、各市町村においては各市町村が持っている防災会議と密接な連携をもって進めてほしいと示しております。国民保護協議会の委員と防災会議の構成員を兼ねても差し支えないとか。それから、同日会議でもいい。

そういうことで効率的な運営を進めるようにということが示されています。今の答弁ですが、ちょっとこれ、相反するような答弁がなされたわけですが、それについてもう一度お願ひしたいと思います。

あと、もう1点ですが、この条例を見ますと会長ですね、会長がだれがなるというふうなことが明記されておりません。防災会議の点につきましては、きちんと会長は町長をもって充てるとなっております。こういった性格の条例については、それぞれ組織系統をきちんと、指揮命令あるいは指示するようなきちんとした体系が必要になってくると思います。そういう面でここに会長の条文がちょっと抜けていると思いますが、これで差し支えないのかどうかも含めて伺います。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理監兼室長（佐々木幸輝君） お答えします。

重複していないか、あるいは国民保護協議会の委員と重複してもいいのかという質問。

まず、第1点。国民保護協議会と防災会議の組織構成委員であります、まず一番大きく違うのは、地域防災会議の構成委員の中に自衛隊が入っておりません。国民保護法の協議会の構成委員には自衛隊員が含まれております。また、地域防災会議の構成の中には、特定に固有名詞を使われておりませんが、国民保護法上の構成委員の中には助役というふうに明記しているものです。なお、両者の密接な連携を図ることなど、あるいは効率的な運営に努められるように防災会議と国民保護協議会の組織構成については、重複しても差し支えない。逆に効率的な運営を図られたいというふうに指導を受けています。指示等については、流れが全く違いますので、先ほどの佐藤議員さんの質問にあったように指示が重複しないか、あるいは混同しないかというような質問ありましたけれども、片や首長が判断する、片や首長独自に判断して指示を出すというふうな代物ではないということです。

それから、2点目におきまして、この協議会の会長が明記されていない、規定されていないのではないかということですが、この保護協議会なるものは、当然国の指揮、国が全国的にと申しますか、国全体を総括して統制のとれたものというふうな観点から、第40条に会長は市町村長をもって充てるというふうに法律上において細かく規定をされております関係上、条例に規定をしていないものであります。以上です。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 会長は町長を充てるということは、この法律で決まっているということです。そうすると、委員ですね、委員、これ25名以内ですか。以内とするとあります、これは会長の……、町長ですか……、任命になるんですよね。これ、一つ確認しておきたいと思います。

また、これはきょういただきました資料によりますと、この国民保護計画、市町村の、これを町が作成してこの保護協議会に諮問して答申をいただくというようなことでよろしいかどうかもお聞きします。

それから、このモデル計画ですね。これも先ほどの全員協議会のときにいただいた資料にあります、

消防庁で平成18年の1月下旬まで作成するということになっておりますが、これのモデル計画なるものがこちらに、手元に届いているかどうかも含めてお伺いします。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理監兼室長（佐々木幸輝君） お答えします。

協議会につきましては、もちろん諮問機関でありますけれども、市町村の国民保護計画につきましては、県の計画に基づいて市町村の計画を策定すると。県は消防庁の示した計画に基づいて県が計画を作成し、その県の計画に基づいて市町村が計画するというふうな規定になっております。よって、町がいかに地域の特性をとらえてといえども、県の計画、国の計画に整合性を保ちながら、計画したものをこの協議会に諮問すると。それで、諮問した後に県の方に協議するというふうに進むものであります。

なお、消防庁からモデル計画が示されているかということでございますが、ここ1週間前ぐらいに消防庁のモデル計画は示されております。ただ、私どもが直接資料としなければならない宮城県の計画はまだ示されていないところであります。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 国防に関しては、これまで国の専管事項であって地方自治体は関係ないというふうに認識しておりましたけれども、この議案あるいは次の議案等を見ますと、関係せざるを得ない時代に入ったなという思いをいたします。

そこで伺いますけれども、次の議案と条例等なんかを見ますと、避難救援に関する具体的なものを定める機関等の設置等があるわけでありますので、なかなかそういった部分に関しては予算化を伴わないと現実的に無理かなという思いもございます。

それで、意図するところは、国防意識を高めるための条例制定なのか、あるいは具体的に、そういった国民を具体的に避難救援するまで予算化を伴って、やがてはもっていこうとする条例制定なのか、まず認識についてお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理監兼室長（佐々木幸輝君） ただいまの質問は、多分我々国民を有事の際に、あるいは攻撃事態等において、私はわかりませんが、当時の國の方針に国民の犠牲を払う、あるいはそういう払って当然という意思の、あるいは考え方の誘導的なものを問われたんだろうというふうに思うんですが、そういう観点にとらえてよろしいんでしょうか。確認したいんです、そういう質問の内容をとらえてよろしいんでしょうか……、はい。

まず、国民保護法におきましては、既に御存じのとおり国民の協力は自発的意思によるというふうに国民保護法にも記されておりますし、決して犠牲を求めるものではないというふうに国民保護法にうたわれてお

りますし、国民の協力にあっても、あるいは犠牲と申しますか、そういう強制的な協力につきましても、必要最小限のものというふうに法的にうたわれているものであります。国民をそのように誘導するという観点ではなくて、国の重大な一大事のときに、国も、国がもちろん先頭に立って我々地方公共団体の住民一人一人も国民となって、一丸となって認識をともにし、国の重大な危機を乗り越えねばならないというふうな考え方のもとにこのような条例を制定するものというふうに考えておりますし、決して強要されるものではない。必要最小限度のものというふうに憲法のみならず、それを受けた国民保護法にもあえて規定をされているものであります。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） ちょうどけさのニュースで聞いたんでありますけれども、在韓米軍の司令官がアメリカ議会で証言したところによると、日本に向けて北朝鮮が 200発のミサイルを向けているということありました。こういった条例を具体的にこうやって地方議会まで制定をする方向で国は保護法を制定したということになるんだろうと思いますけれども、こうした場合において、仮想敵国というのは背景にあるものかどうか。

それから、こういった条例を制定しない場合の不利益というのは、どういったところが考えられるのか。2点についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 危機管理室長。

危機管理監兼室長（佐々木幸輝君） お答えいたします。

まず、第1点。ニュースもとらえながら、どこの国を想定しているのかというふうなことだろうと思うんですが、国、県等からの関係資料等には、固有名詞は一切使われておりません。「近隣某国」という表現にとどまっていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、こういうことが本当にあり得ると思っているのかというふうに私はとらえたんですが、（「条例制定の……」の声あり）条例制定、ああ、そうですか。条例制定しなかった場合の、町に対するペナルティー的なものということでございますが、条例を制定するしないを町にゆだねられているものではございません。法律において設置しなければならないというふうに規定されており、地方公共団体が判断をゆだねられているものではございません。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号、加美町国民保護協議会条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号、加美町国民保護協議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第6号 加美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第6号、加美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第6号、加美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、説明申し上げます。

本案件は、前議案同様国民保護を目的として、本町における対策本部及び緊急対策本部を設置するための条例制定であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号、加美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号、加美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第7号 加美町地域包括支援センター条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第7号、加美町地域包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第7号、加美町地域包括支援センター条例の制定について、説明申し上げます。

平成17年6月29日、介護保険法の改正が行われ、高齢化の一層の進展と社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指し、介護保険法の基本理念である自立支援を徹底する観点から、明るく活力ある超高齢化社会を目指し、市町村を責任主体とする総合的な介護予防システムを確立することとされました。

本案件は、以上の改正を受け、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続し、要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護医療サービスを切れ目なく提供するため、地域の高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する条例の制定であります。

その事業の主な内容は、介護予防事業に関するケアマネジメント業務、新予防給付に関するケアマネジメント業務、総合相談支援等があり、このことにより加美町在宅介護支援センター条例と加美町居宅介護支援事業実施に関する条例は廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） 予防にも重点を置いたシステムの転換を図ろうとするものだと思うんですが、この予防介護あるいは通所、リハビリといったものに対しては、理学療法士あるいは健康運動士、管理栄養士といった、あるいはまた3条の第1項にあります権利擁護、これは老人虐待の問題にも相談を受けるといった内容かと思うんですが、こういった専門性の高いマンパワーの体制整備ですか、こういった受け皿が整備されているのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

ただいま佐藤議員からマンパワーの体制整備を行っているかという御質問でありますけれども、今回の包括支援センターの立ち上げにつきましては、国から最低基準を示されております。

その基準につきましては、人口3万人規模で最低3人という標準的な数字を示されておりまして、一つは保健師、それから社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、これは最低配備しなさいということですが、ただ今議員がおっしゃったように、いろいろな包括支援センター事業を中核として、来年度から高齢者の予防介護事業を展開するに当たっては、いろいろな理学療法士、そういうものの、あるいは医師、あるいは栄養士、そういうものの方々の御協力あるいは連携をとりながらやっていくわけですが、それから町の保健師

等々ですね、そういう場合には、やはりこの地域包括支援センターを運営していくためには、ここ第3条にありますこの事業を、1から7番までの事業を展開していくためには、やはり必要な人員をこれから配備していきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号、加美町地域包括支援センター条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号、加美町地域包括支援センター条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第8号 加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置について

議長（米澤秋男君） 日程第11、議案第8号、加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第8号、加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置について、説明申し上げます。

本案件は、平成17年11月7日、障害者自立支援法が制定され、障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成18年4月1日から施行されることに伴い、市町村においては介護給付費等の支給に関する審査会を設置することとされていることから、色麻町と加美郡障害程度区分認定審査会を共同設置するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

論を終結いたします。

これより議案第8号、加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号、加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第9号 加美町障害者福祉計画審議会条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第12、議案第9号、加美町障害者福祉計画審議会条例の制定についてを議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第9号、加美町障害者福祉計画審議会条例の制定について、説明申し上げます。

本案件は、前議案同様障害者自立支援法が制定され、同法において市町村は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制を確保する障害者福祉計画を定めることとされていることから、今回加美町障害者福祉計画の策定を目的として意見を求めるための審議会を設置するもので、委員25名以内で構成するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号、加美町障害者福祉計画審議会条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、加美町障害者福祉計画審議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。15時10分まで。

午後2時58分 休憩